



LIFRE

**Legal Information Flash Report
from MCLAW**

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

先の通常国会において成立した法律のうち、企業にとって特に影響が大きいと思われる2つの法律について概要をご紹介します。

◆下請法等の改正

本年5月、下請法と下請振興法が改正され、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」（中小受託法）に改められました。施行日は令和8年1月1日とされています。

1. 価格協議の義務化

新法下では、**代金に関する協議に応じないことや、協議に必要な説明や情報提供をせず、一方的に代金額を決定することが禁じられます。**

事業者としては、価格決定に際して適切に協議を行ったこと、必要な説明や情報提供を行ったことを示すため、**価格決定の経過を記録化する等の対応が必要になります。**

2. 手形払等の禁止

対象取引においては**手形払いが禁じられ、また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難である支払手段を用いることも禁じられます。**

これに伴い、新法下において利用することができない支払方法を用いている事業者は、支払方法を変更するとともに、従前の契約書の記載等についてもこれを改め、支払方法の変更が資金繰りに影響を及ぼす場合には、その対策を講じる必要があります。

3. 運送委託を対象取引へ追加

規制対象となる取引に、従前含まれていなかった**運送委託（製造、販売等の目的物の引渡に必要な運送の委託）が追加**されました。

4. 従業員基準の追加

法律の適用対象となる事業者について、新たに従業員数に関する基準が設けられました。具体的には、**従業員数300人を超える事業者が、300名以下の事業者に委託する場合に適用対象となるという区分（300人基準）と、従業員数100人を超える事業者が、100名以下の事業社に委託する場合に対象となる区分（100人基準）とが挙げられます。**

事業者としては、委託先の従業員数も正確に把握しておく必要があるでしょう。

5. 執行の強化

中小企業庁の配置する取引調査員の調査権限が強化されたほか、報告措置の禁止についての申告先に事業所管省庁の主務大臣が追加されるなど、申告についてのハードルを下げつつ、各機関が連携して迅速な是正指導が行われることが期待されます。

◆公益通報者保護法の改正

公益通報者保護法の改正法が令和7年6月4日に成立し、同月11日に公布されました。公布から1年6か月以内に政令で定める日から施行されることになっていますので、令和8年12月までには施行される見込みです。その概要について、をご紹介します。

1. 体制整備の徹底

公益通報の従事者を指定する義務に違反する事業者（常時使用する労働者の数が300人超に限る）に対し、**指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰が定められるとともに、立入検査権限を新設し、報告懈怠等に対する刑事罰も新設**されました。

2. 公益通報者の範囲の拡大

公益通報者の範囲に**業務委託関係のあるフリーランス及び業務委託終了後1年以内のフリーランス**も含むことになりました。

3. 公益通報阻害行為の禁止

公益通報をしない旨の合意をすること等により公益通報を妨げる行為を禁止するとともに、これに違反した合意等の法律行為を無効とする規定が設けられました。

4. 公益通報を理由とする不利益取扱いの禁止

公益通報後1年以内の解雇または懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定されることになりました。また、公益通報を理由とした解雇または懲戒について拘禁刑・罰金が設けられました。

5. コメント

公益通報対応の従事者を指定する義務が重くなるとともに、公益通報可能な対象者が拡大され、公益通報後の不利益行為についても制約が強化されることとなりますので、改正法が施行されるまでに制度設計を整えておく必要があるでしょう。

（弁護士友成亮太、弁護士門屋 徹）

法務トピックス

◆電波オークション制度（電波法改正／R7.10.1）

「電波オークション」とは、通信や放送に利用される周波数帯域の利用権に関して入札を実施し、最も高い価額を提示した事業者に対して割り当てる仕組みで、電波法の改正により令和7年10月1日から**高周波数帯を対象として電波オークション制度が導入**されます。利用が進まない高周波数帯の割当をオークションにより、通信事業者だけでなく様々な事業者の参加を開発し、限られた資源である電波の有効利用の促進が期待されています。